

千葉県報

号外特
令和8年2月20日

号外特第3号

千葉県報

令和8年2月20日（金曜日）

主要目次

- 疑似患者の発生
- 令和八年千葉県告示第四十四号の四の一部を改正する告示
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限

告示

告示

千葉県告示第七十五号の二
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があつた。
 令和八年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約六〇、〇〇〇	旭市萬歳	令和八年二月二十日
〃	〃	〃	約二〇、〇〇〇	旭市萬歳	〃

千葉県告示第七十五号の三

令和八年千葉県告示第四十四号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。
 令和八年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「幾世」の下に「入野」を加え、「清滝、さくら台」を「清滝、琴田、櫻井、さくら台、新町」に、「及び萬歳」を「萬歳及び溝原」に改め、同欄第二号中「及び八重穂」を「八重穂及び舟戸」に改める。

千葉県告示第七十五号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定によ

り、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。
 令和八年二月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域	期間
一 銚子市の一部（小長町、小船木町一丁目、小船木町二丁目、桜井町、笹本町、猿田町、忍町、正明寺町、白石町、高田町一丁目、高田町七丁目、茶畑町、塚本町、富川町、豊里台一丁目、豊里台二丁目、豊里台三丁目、中島町二丁目、長山町、野尻町、船木町、宮原町、森戸町及び諸持町） 二 旭市の一部（秋田、足川、イ、泉川、井戸野、岩井（県道銚子海上線の以北の区域を除く。）、岩崎、後草、江ヶ崎、大塚原、大間手、鐮木、鎌数、川口、行内、倉橋、駒込、権田沼新田、三川、椎名内、神宮寺（県道飯岡片貝線の以北の区域に限る。）、清和乙、清和甲、高生、長尾、長部、中谷里、二、西足洗、仁玉、野中、ハ、萩園、塙、東足洗、平松、蛇園、松ヶ谷、萬力、南堀之内、見広、貉野、横根、米込及びびロ） 三 匝瑳市の一部（大寺、荻野、川向、椿、春海、東谷及び米持） 四 香取市の一部（阿玉川、阿玉台、和泉、入会地、大角、岡飯田、小川、小見、貝塚、川頭、川上、北原地新田、桐谷、久保、高野、五郷内、米野井、志高、下飯田、新々田、竹之内、田部、長岡、新里、仁良、鳩山、布野、府馬、古内及び南原地新田） 五 香取郡東庄町の一部（栗野、石出、今郡、大久保、大友、青馬、小座、神田、窪野谷、小貝野、小南、笹川い、笹川ろ、高部、東和田、新宿、羽計、東今泉、平山、宮野台、宮本及び谷津）	当分の間

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八